

院内トリアージの実施について

当院では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為

風邪症状の方、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様に対して
院内トリアージを実施しております。

院内トリアージの対象となられた患者様へは『院内トリアージ実施料』のご負担をお願い
しております。（*風邪症状：発熱・咳・鼻汁・のどの痛み・だるい・嘔吐・下痢など）

1. 『院内トリアージ』とは

新型コロナウイルスの感染症の症状は様々で、普通の風邪と見分けることが困難です。
その為前述の症状がある方を診察する場合、スタッフが感染予防対策の徹底（感染防止
の為の装備、消毒、換気等）を行なうだけでなく、患者様には可能な限りの動線分離（待
機・診察の場所・移動経路の分離）にご協力頂きます。

2. 『院内トリアージ実施料』とは

1の対応をしたうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者様の外来診療を
行なった場合、『院内トリアージ実施料』として、300点

『二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的扱）』として、250点
加算させていただきます。

令和2年4月8日付厚生労働省の規定する『新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬
上臨時的取り扱い』に基づくものです。

3. 対象者の判断について

同じ症状・状態でも患者様の背景や流行状況により医師の判断が異なることがござい
ます。

例えば、感染蔓延地域の出入りがある方は新型コロナへの感染が強く疑われます。
院内トリアージの対象に該当するか否かは、様々な事を総合的に考慮している為、
同じ様な症状と思われる場合でも、判断が異なる事がございます。

来院日含め2週間以内に風邪症状や発熱のある場合や新型コロナウイルス感染症患者
または濃厚接触者と接触がある場合は、来院前にお電話にてご相談下さい。

『院内トリアージ』の実施についてご不明な点等ございましたらスタッフにお申し付け
下さい。

ご不便・ご負担をおかけし大変申し訳ございません。

患者様やスタッフを守る為、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。